

議案説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和8年第1回定例会

1 案件名

議案第41号 佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について

2 概要

田島地区を改め、田島・船津川地区として都市計画決定することに伴い、当該地区整備計画区域の名称を変更し、建築物に関する制限を定める。

3 理由、趣旨、目的、内容等

本地区における新たな産業拠点の整備にあたり、産業、業務用地としての良好な環境とふさわしい土地利用の誘導を図るため、市街化区域への編入、用途地域の指定及び地区計画を変更する都市計画決定を予定しており、これに伴い、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく当該区域の建築物に関する制限について、所要の改正を行うものである。

【主な改正点】

- (1) 田島地区地区整備計画区域を田島・船津川地区地区整備計画区域に改める（別表第1及び第2）
- (2) 上記区域における別表第2の地区について、産業地区及び業務地区を産業地区Ⅰ、産業地区Ⅱ、業務地区Ⅰ、業務地区Ⅱに改め、各地区の土地利用に沿った制限を定める
- (3) 建築物に関する制限に、敷地の地盤面の高さの最低限度を追加する（第8条の2及び別表第2）

なお、他の地区整備計画区域における建築物等の制限事項は変更なし。

4 その他の事項

- (1) 施行日 令和8年3月31日
- (2) 参考資料添付